

県民の皆さんへ協力のお願い ～感染急拡大を乗り切るために～

医療逼迫を回避するため、軽症者等には自宅療養を基本に症状に応じた療養を実施しているところですが、県内で約7万人を超えるなど自宅療養者が多くなっています。

今後も感染者の増加が見込まれる中、医療を必要とする有症状の方が適切な医療サービスを受けられるなど、誰もが安心、安全に療養できる体制づくりを構築するため、以下の協力をお願いします。

兵庫県

自己検査等で陽性の場合は、自主療養登録センターへの登録を！

感染者の急増に伴い多くの有症状者が発熱等診療・検査医療機関を受診しています。

県では、医療を必要とする有症状の方が適切な医療サービスを受けられるよう、症状が軽く重症化リスクの低い方（原則、60歳未満で基礎疾患がない方）に、医療機関を受診する前に自己検査ができるよう、希望者に対して「抗原検査キット」を配布します。

自己検査等で陽性となった場合は、県が今後設置する自主療養登録センターへ登録いただき、自主療養をお願いします。なお、センターでは申請に基づき、自主療養証明発行などの支援も行います。

もしもの際に備えて、予め食料や常備薬などの備蓄を！

感染するなどもしもの際に備えて、療養期間となる10日間程度の食料品や日用品、常備薬などが不足し困らないように、必要なものを確認し、事前の準備をお願いします。

陽性の方で自宅療養時の病状悪化やその他ご相談は、自宅療養者等相談支援センター等に相談してください。

陰性確認だけなどの安い受診は控えよう！

無症状の方で陰性確認のためなど、検査を受けることを目的とした受診は、医療逼迫を招くため、控えていただき、無料検査場での検査をお願いします。

症状があつて受診を迷う場合や不安がある方は、「健康相談コールセンター」等の各種相談センターに相談をしてください。相談の上、受診が必要な場合は、発熱等診療・検査医療機関に事前に電話の上、受診をお願いします。

また、軽症者の希望者には「抗原検査キット」を県等が配布します。自己検査等で陽性となった場合は、自主療養登録センターへの登録をお願いします。

県民・事業者等は、各種証明発行手続きの負担軽減にご協力を！

医療機関や保健所は、主に重症・中等症患者や重症化リスクが高い方などの対応業務を行っており、感染急拡大の影響により、保健所等での療養証明書発行まで時間がかかることがあります。

感染者が急拡大している当面の間、医療保険金受給のための罹患証明書の発行依頼は可能な範囲でしばらくお待ちいただくとともに、勤務再開などの各種証明依頼は控えていただくようお願いします。電子版療養証明書を「My HER-SYS」により発行できますので、お急ぎの方は、My HER-SYSによる電子療養証明書の活用もご検討ください。

また、新型コロナウイルス感染症患者は、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるため、療養終了後の勤務等の再開にあたって陰性証明を提出する必要はありませんので、事業者等におかれでは、勤務の再開や欠勤等の際に各種証明書の提出を求めないようお願いします。

[参考：新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（抜粋）]

- 配布された抗原検査キットで陽性となった場合は、県が今後設置する自主療養登録センターに登録するよう依頼する。
- 感染するなどもしもの際に備えて、療養期間となる10日間程度の食料品や日用品、常備薬などが不足し困らないように、必要なものを確認し、事前に準備するよう要請※する。
- 医療逼迫を回避するため、無症状の方で陰性確認のためなど、検査を受けることを目的とした受診を控えるよう要請※する。
- 保健所や医療機関のひつ迫を回避し、医療が必要な方に迅速・適切に対応することができるよう、勤務や通学等の再開にあたって療養証明書や罹患証明書・陰性証明書等の発行依頼を控えるか、「My HER-SYS」にて電子療養証明書を発行するよう要請※する。
- [(例) 事業者に対する要請の場合]

保健所や医療機関のひつ迫を回避し、医療が必要な方に迅速・適切に対応することができるよう、欠勤等の際に従業員等に療養証明書や罹患証明書・陰性証明書等の提出を求めないよう要請※する。

※ 要請：新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請